

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第39回）議事録

- 1 日時 平成29年6月28日(水) 14時00分～14時30分
- 2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）
- 3 出席者
 - (1) 委員（敬称略）
山内 弘隆（部会長）、相田 仁、泉本 小夜子、岡田 羊祐（以上4名）
 - (2) 総務省
（総合通信基盤局）
富永 昌彦（局長）、巻口 英司（電気通信事業部長）、
秋本 芳徳（総務課長）、竹村 晃一（事業政策課長）、
安東 高德（事業政策課調査官）、堀内 隆広（事業政策課企画官）、
藤野 克（料金サービス課長）、内藤 新一（料金サービス課企画官）、
荻原 直彦（電気通信技術システム課長）、
廣重 憲嗣（番号企画室長）
 - (3) 事務局
永利 正統（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）
- 4 議 題
報告事項
「固定電話網の円滑な移行の在り方」について
【平成28年2月25日付け諮問第1224号】

開 会

○山内部会長　本日はどうもお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。会議についてですが、本日は撮影の申出がございました。会議の冒頭部分を撮影いたします。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめこの点、ご了承くださいませようをお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、第39回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、委員7名中4名が出席ということでございますので、定足数を満たしております。

報告事項

「固定電話網の円滑な移行の在り方」について

○山内部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、報告事項が1件ということになっております。

それでは、諮問第1224号「固定電話網の円滑な移行の在り方」について、これを審議いたします。

本件は、昨年2月25日開催の当部会を経て、電話網移行円滑化委員会において調査・検討を進めてまいりました、内容につきましては、まず同委員会で主査を務めさせていただきました私から、報告書についてご説明をさせていただき、また、詳細は事務局からお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから報告書の概要を申し上げます。本年3月に開催いたしました前回、第38回の部会におきまして、移行後のIP網のあるべき姿についての一次答申が取りまとめられたところでございます。この一次答申に基づきまして、本年4月以降、電話網移行円滑化委員会において第二次答申、「最終形に向けた円滑な移行の在り方」というものでございますが、この取りまとめに向けた調査・検討を重ねて、その結果についてお手元の資料39-1-2に示す報告書のとおり、取りまとめが行われました。

本報告書は、I P網への円滑な移行を実現するために、具体的な移行工程・スケジュールと、それから、移行に伴い求められる主な利用者対応について、対応の方向性、あるいは留意点の明確化を図るとともに、一次答申を踏まえた個別課題について、その後の状況の進展等を踏まえつつ、具体的な方向性を示すものとなっております。

本報告書の内容の詳細につきましては、電話網移行円滑化委員会の事務局からご説明があります。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹村事業政策課長 事業政策課長の竹村でございます。報告書本体は大変大部でございますので、資料39-1-1でポイントを説明させていただきたいと思っております。

表紙を1枚おめくりください。これはおさらいになりますけれども、固定電話の現状についてでございます。契約数の推移を見ると、メタル電話の契約数は減少傾向にございまして、約2,000万件という状況で、一方I P電話につきましては、3,000万件を超えている増加傾向にあるということでございます。

料金と利用形態を見ますと、N T Tの例では、加入電話の場合は、基本料は住宅3級局の場合1,700円、通話料については距離別の料金になってございます。一方、右のI P電話について見ますと、基本料はF T T Hと一体となった提供で5,500円程度、通話料は全国一律で3分8円となっております。

2ページをご覧くださいまして、今回の諮問の経緯でございます。N T Tは、加入電話の契約数等が減少し、2025年ごろに中継交換機・信号交換機が維持限界を迎えるということ踏まえまして、2015年11月にP S T NをI P網に移行する構想を発表いたしました。

移行イメージについては下の図のとおりでございまして、アクセス回線についてはメタル回線を維持し、加入者交換機をメタル収容装置として利用することにより、加入電話に替えて、新たにメタルI P電話を提供しようというものでございます。N T T東日本・西日本の固定通信網は、我が国の基幹的な通信インフラであり、I P網への移行は社会的、経済的な影響が大きいことから、昨年2月、総務大臣から本件について、情報通信審議会に諮問をさせていただいたものでございます。

3ページをご覧ください。これまでの検討状況でございます。本事業政策部会のもとの電話網移行円滑化委員会において検討・審議を精力的に重ねていただきまして、本年3月28日に、移行後のI P網のあるべき姿についての一次答申を取りまとめたいただきました。

そのポイントは4ページのとおりでございます。一次答申におきましては、利用者及び事業者の視点から、下の図に示すとおり、6つの個別課題について具体的な方向性を取りまとめていただきました。その上で、一次答申取りまとめ後の対応について、次のとおり整理してございます。1つは、一次答申に基づく取組のフォローアップを行い、必要な検討・見直しを行う、もう一つは、固定電話網のIP網への移行に関する具体的な移行工程・スケジュール等を検討・整理するというところでございます。

次に、5ページをおめくりください。一次答申を踏まえて、電話網移行円滑化委員会において検討をしてまいった結果、本日この報告書を取りまとめたものでございます。報告書の中身でございますが、移行工程・スケジュールと、一次答申を踏まえた個別課題に関する具体的な方向性。具体的な構成につきましては下のとおりでございます。1番、固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等、2番、IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方、3番、IP網への移行に対応した緊急通報の確保、4番、ユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保、5番、IP網への移行に関する諸課題への対応、具体的には、繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い、INSネットのデジタル通信モードの終了に伴う対応、それから、マイライン機能の扱いなどでございます。最後にまとめとして、円滑な移行に向けてということで構成されてございます。

6ページをご覧ください。まず1番として、IP網への移行工程・スケジュールでございます。電話網移行円滑化委員会におきましては、NTTから示された考え方などを踏まえて、以下のとおり整理してございます。まず、PSTNからIP網への設備移行につきましては、2025年1月までに完成させることが必要としてございます。下の図で設備移行のイメージをご説明したいと思います。2021年1月ごろまでが工程①と位置付けられてございますけれども、この工程①では、現在PSTNの交換機を通じて、各事業者の電話がつながってございますけれども、それに替わる繋ぐ機能POIビルを東京、大阪に構築するのが工程①でございます。

さらに工程②としまして、準備ができた事業者よりIP-IP接続を開始していくということでございます。これは下の絵のオレンジの矢印のところ、その状況があらわされてございます。一方、青い線で示されていますように、NTTのメタル固定電話の通話は、依然としてこの段階では交換機を経由してつながることになります。

工程③としまして、2024年1月ごろから、メタル電話につきましても、IP-I

P接続に移行するという一方で、この段階でメタル電話からメタルIP電話に移行することになります。

次に、メタル電話からメタルIP電話へのサービス移行、切替えにつきましては、これは、設備としては工程③で約1年かけて交換機を止めていくこととなりますけれども、混乱を避けるために、サービスの切りかえは2024年1月に一斉に行うこととしてございます。サービスの移行に先立ちまして、遅くとも2022年1月には、利用者に対する周知を実施することが必要としてございます。さらに、周知に係る準備として、事前作業ですとか、事業者における事前検討・調整が必要ということとしてございまして、2021年1月のIP-IP接続の開始に向けて、いろんなサービス移行面、あるいは設備移行面などの準備を進める必要があると整理してございます。

次に、7ページをご覧ください。サービス移行に伴い求められる主な利用者対応でございまして、まず、契約切替えの方法でございまして。NTTから示された考え方では、メタルIP電話を大多数の利用者が引き続き利用するということから、迷惑がかからないよう、契約移行の具体的な方法等を検討していく。民法や消費者契約法の改正等における議論も踏まえて、契約法に係る専門家や総務省などとも相談しながら検討したいとしてございます。

具体的な方向性・留意点、右のほうでございましてけれども、利用者利益を保護しつつ、利用者との契約の変更を合理的かつ簡素な手続で行う観点から検討することが必要としてございます。特に、利用者に不利益を伴う変更が生じる場合には、民法、消費者契約法、電気通信事業法などの規定に照らして、具体的な約款の扱いや契約切替えの方法について十分に検討を行うことが必要と整理してございます。

それから、利用者への周知の内容・方法についてでございますけれども、NTTからは、サービス終了日、契約手続、メタルIP電話の料金・提供条件、マイラインの扱い、それに、消費者被害の防止に係る注意喚起などを想定しているということでございます。これらについて十分な期間を確保し、複数回の書面などにより丁寧に説明していく考えとしてございます。

これに対する方向性・留意点でございますけれども、周知の内容は、悪質販売勧誘などによる被害を防止するなどの観点も含めて、利用者にとって具体的かつ理解しやすい内容になることが重要であり、その周知の方法は、利用者に負担とならない回数・範囲で、効果的な方法を検討することが必要としてございます。

(3) で、具体的な対応に向けた今後の取り組みでございますけれども、代替役務の提供状況や利用者の範囲などを踏まえて、利用者利益の保護の必要性が高いと考えられるサービスにつきましては、一次答申の整理も踏まえて、廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールを導入について検討することが必要としてございます。また、IP網への移行の段階を踏まえた接続制度などについて検討することが必要としてございます。

次に、8ページに行きまして、2番、電気通信番号の管理の在り方でございます。事業者間で電話をつなぐ場合には、発信元から番号の所在を問い合わせまして、番号データベースから応答してもらうことによりまして、着信先に接続する必要がございます。番号解決と呼ばれる仕組みがIP化により、大きく変わることになります。下の図のとおり、現在は番号管理機能を有する交換機を通じて、固定電話の発着信を行う仕組みになってございます。下の段に行きまして、全事業者がIP化に対応したENUM方式の番号管理システムを構築し、発着信を管理する仕組みへと移行することになります。それにあわせまして、固定電話は現在はNTTの加入電話からの片方向の番号ポータビリティとなっておりますけれども、双方向番号ポータビリティを早期に実現することが必要としてございます。さらに、卸電気通信役務や番号ポータビリティにより番号が事業者間で移転する場合の適切な管理ですとか、あるいは未利用番号などの問題への対応も課題としてございます。

具体的な方向性でございますけれども、2021年1月から開始するIP-IP接続に対応した番号の適切な管理・利用を確保するために、番号解決などの実施義務、事業の休廃止などの場合における番号の円滑な承継、卸先事業者における適正な番号管理の徹底、番号の利用状況等に関する確認や取消処分などについての制度整備が必要としてございます。さらに、2025年1月までの双方向番号ポータビリティの円滑な導入に向けて、事業者間協議を進めることが必要としてございます。

次に、9ページに行きまして、緊急通報の確保についてでございます。現在メタル電話につきましては下の図にありますとおり、緊急通報の発信者が受話器を置かなくても回線が保留され、緊急通報の指令台からの逆信が可能になってございます。まず、検討課題でございますけれども、NTTは、PSTNからIP網への移行後は、回線保留を実現することが困難であるとして、指令台からのコールバックによる対応を提案しました。これは現在の携帯電話と同じ仕組みでございます。一方、緊急通報受理機関は、回

線保留に近い機能を実現するため、現行の自動呼び返し機能の維持やコールバックが
つながりやすくなる各機能等について要望がございました。

これに対する考え方でございます。回線保留・逆信の代替として指令台からのコール
バックにおいて通報者との通話がつながりやすくなる5機能、ここに具体的に書いてあ
りますとおり、1XY通知、転送解除、着信拒否解除、第三者からの発着信制限、災害
時優先接続の5機能でございしますが、これらを確実に実現することが現実的かつ合理的
でございますので、上記5機能につきましては、メタル電話だけではなく、携帯電話に
おいても実現に向けた対応を求めることが適当と整理してございます。

次に、ユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保でございます。10ペ
ージをご覧ください。まずNTTは、音声通話の提供につきまして、無電柱化エリアや
ルーラルエリアにおけるメタルケーブルなどの再敷設が非効率になる場合は、アクセス
回線として光ケーブルや無線を含めた様々な選択肢から最適な方法を選択できるように
することを提案がございました。

これに対する考え方でございます。光ファイバ及び無線の活用により、現在の加入電
話と同等の料金・品質の固定電話サービスを提供することの可否についての検討が必要
となり、無線アクセスを活用する場合のアナログ電話相当の品質・緊急通報の取扱い等
の技術基準について検討が必要となります。無線を活用して固定電話サービスを提供す
るのであれば、現行の事業法施行規則ですとか、NTT法の規定の在り方についても検
討が必要となります。さらに、光ファイバや無線を活用した加入電話相当の固定電話を
ユニバーサルサービスと位置付けた場合に、緊急通報などの確実な確保に向けて、現行
の交付金制度についても検討が必要と整理してございます。

次に、11ページでございます。IP網への移行に関する諸課題でございますが、ま
ずは、電話を繋ぐ機能に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱いについてござ
います。一次答申では、IP網移行後の繋ぐ機能POIビル内の通信設備は、L2スイ
ッチを介した接続とL2スイッチを介さない（パッチパネルを介した）接続が併存する
構成になることが示されてございます。L2スイッチの提供方法に関する事業者間協議
について、IRU方式を活用した共同提案が取りまとめられたところでございます。

具体的には、右下の絵のとおりでございますけれども、要望事業者がコンソーシアム
を形成いたしまして、NTT東日本・西日本にL2スイッチを建設委託して、構築いた
します。その上で、その設備をNTT東日本・西日本に貸し出しまして、NTT東日

本・西日本は、L2スイッチの運用主体として要望事業者に対して提供するというものでございます。この共同提案を踏まえまして、L2スイッチに関しては、繋ぐ機能POIビル環境の構築に向けて、事業者間において詳細な整理を進めることが必要と整理してございます。

それから、12ページに行きまして、INSネットのデジタル通信モードの終了に伴う対応でございます。一次答申を踏まえた検討状況でございますが、このサービスの終了時期についてNTTは、2020年度後半から2024年初頭に後ろ倒す意向を表明するとともに、補完策に関する料金などを説明いたしました。利用者保護ワーキンググループにおきましては、NTTや各利用団体からのヒアリングを行って検討したところでございます。

これに対する具体的な考え方といたしましては、NTTは、一次答申で示した留意点に加えまして、他事業者のサービスを含む代替サービスへの移行促進などについて、引き続き調整をすることが必要としてございます。さらに、NTTの取組状況は、今後とも委員会や利用者保護ワーキンググループにおいて確認することが適当と整理してございます。

次に、マイライン機能の扱いについてでございます。検討課題につきましては、マイラインを廃止した上で、メタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案について、全否定をする事業者の意見はなかったところでございます。現在、事業者間では、各者が巻き取り、あるいは周知をしてもなお意志を示さない利用者について、次のような対応を検討しているところでございます。4区分又は3区分同一の事業者に登録している場合については、登録している事業者の距離区分のない代替役務に移行していくというものでございます。さらに、各区分で異なる事業者に登録している場合、これは右下の絵のピンクのところイメージされて、あまり数は多くないと推測してございますけれども、この場合は、どれか1社が提供する距離区分のない代替役務に移行していくということでございます。

これに対する委員会の考え方でございますけれども、これまでマイラインの制度により担保されてまいりました電話番号の桁数の同等性の確保につきましては、IP網への移行後は、NGNの優先パケット識別機能等を用いたサービス提供において、番号ポータビリティを行うということで可能になります。メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件については、総務省で検証を行い、その提供が現実的と認められる場合には、マ

イラインサービスのための制度の廃止手続に入ることが適当としてございます。さらに3点目として、周知の方法、費用負担の在り方については、利用者への効率的・効果的な周知の方法と円滑な移行を促す観点から、事業者間でさらに検討を行うことが必要と整理してございます。

最後14ページ、まとめでございます。まず、NTTをはじめとする事業者による取組については、本報告書に基づく具体的な移行工程・スケジュールを踏まえて、必要となる協議や取組を加速し、円滑な移行の実現に向けて、取組を着実に進めることが求められるとしてございます。このため、今後も委員会を定期的開催することとし、取組が適切かつ着実に実施されているか否かについて、NTTから定期的な報告を求めるとともに、必要に応じて事業者などからの意見聴取を行いつつ、フォローアップを実施するとしてございます。

総務省における取り組みでございますが、以下の2点を踏まえて必要な制度の整備に着手することが適当としてございます。まず、サービス移行との関係では、遅くとも2021年には、NTTにおけるメタルIP電話への移行に向けた準備・取り組みが本格化するということから、その前に、移行などに対する取り組みについてあらかじめ行政が確認を行い、整理・公表するためのルールを導入することが必要となること。設備移行との関係では、①2021年から開始するIP-IP接続に対応した技術基準等の整備、それから②として、IP-IP接続での発着信のための番号管理に対応した電気通信番号の適正な管理・利用の実現の確保といったところから、制度整備が必要であるとしてございます。こうした点を踏まえて、必要な制度整備を総務省として着手することが必要としてございます。

簡単ですが、事務局からは以上でございます。

○山内部長 とうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたらご発言願おうと思ひますが、いかがでございましょう。

どうぞ、泉本委員。

○泉本委員 取りまとめ、とうもありがとうございます。以前の報告書ですと、「2025年ごろ」ということで、私、それは1月なんでしょうか、12月なんでしょうかというご質問をして、12月だったら1年も幅があるのにどういふスケジュールなのかなと思ひたのですが、今日のご報告をまとめていただくのに委員会がたくさん開催され

たということで、皆様、関係の方々ご苦労さまでございます。それから、事業者の方もほんとうにご協力ありがとうございました。今日は6ページにスケジュール表がしっかり出てきましたので、少しイメージが明らかになったような気がいたしました。3つとも2021年1月、次は2024年1月、それから最後が2025年1月とはっきり明記されましたので、皆様、ここに向かって再度、ほんとうに詰めの協議と、それから、様々な開発がこれから一番大変だと思いますけれども、よろしく申し上げます。そのお願いでございます。

それと、1点質問よろしいですか。

○山内部会長　　どうぞ。

○泉本委員　　マイルインは契約数をもっと少ないのかと思っていましたが、固定電話が2,000万件とりますが、13ページにはまだマイルインの登録数というのが6,000万件あるということで、この数というのは、結局、登録が二重、三重になっているのが二重カウントされるのでしょうか。この数字の関係が今日聞いていてわかりませんでした。

○山内部会長　　事務局、この点について説明をお願いします。

○安東事業政策課調査官　　13ページの左下の図の2016年の赤枠のところ、6,698万登録とございます。マイルインは、ピンク、青、ダイダイ色、緑、それぞれ1人に対して最大4区分登録できます。それで今現在、メタル電話の契約数が2,000万強でございます。そう考えますと、大体平均3区分くらい登録しているという計算になろうかと思えます。

○泉本委員　　わかりました。まだまだ2,000万件、これは登録区分を1つにしても1,500万とか1,700万の契約数があるということですので、このところも周知徹底と、それから新しいサービスへの移行という、ご努力は大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○山内部会長　　よろしゅうございますか。

○泉本委員　　ありがとうございます。

○山内部会長　　そのほかのご発言はございますか。相田委員、よろしいですか。

では、相田委員。

○相田部会長代理　　泉本委員以外は、電話網移行円滑化委員会の当事者でもございますのであれではありますけれども、ただいま泉本委員からもございましたように、やはり

一次答申以降、時期と、それから手順というのが明確化され、それに伴って事業者の方々もそれに合わせるように積極的にいろいろご検討いただいたということで、移行への工程というのでしょうか、明確になったということで、よかったかなと思っております。

○山内部会長 岡田委員、よろしいですか。せっかくですから。

○岡田委員 では、これは電話網移行円滑化委員会でも申し上げたことですが、今回スケジュール等がはっきり固まって、事業者の皆さんも事務局の皆さんも大変なご努力で、このようかなり詳細にわたる報告書ができ上がって、大変喜ばしいことだと思います。あとはスケジュールが固まりましたので、今後これに従って、またいろいろ取組が本格化していくことと思います。ただ、なかなか予見可能性という点で、世界初の試みということもあり、想定外のことも起きる可能性もあるかと思えます。そういうときには臨機応変に、柔軟に対応していくような姿勢が必要かなと思っております。

それから、あと一次答申、二次答申と2度にわたる答申があったわけですが、一次答申では、もう少し事業者間とか利用者対応、事業者対応という面で、公正な競争という観点についての言及がいろいろあったかと思えますが、一次答申、二次答申あわせてお読みいただくと、基本的な方向性についての考え方というか、哲学というのがより一層明確になるのかなと、こんな印象を受けました。

以上です。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、3名の委員の方からご発言をいただきまして、特につけ加えることがなければ、意見交換はこれで終了とさせていただきます。3人の皆様からいろいろご意見、あるいはコメントをいただきましたけれども、とりたてて報告書についての修正ということのご意見はなかったと理解しております。

つきましては、当部会において本報告書を答申案として了承し、また、意見招請の手続を行うこととしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長 ありがとうございます。それでは、そのように手続をさせていただきますが、具体的な手続につきましては、事務局にお願いいたします。

なお、意見招請終了後は、電話網移行円滑化委員会において提出された意見を整理し、また再度当部会にご報告することとさせていただきます。

閉 会

○山内部会長 以上で本日の議題は全て終了ということになります。今の時点で特段のご発言がなければ、あるいは事務局から何かございますでしょうか。

○永利管理室長 特にございません。

○山内部会長 それでは、本日の会議を終了とさせていただきます。

なお、次回の日程につきましては、会議日が決まり次第、事務局よりご連絡を申し上げます。

以上で閉会とさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。